

平成 23 年度公害等調整委員会政策評価懇談会議事録

日時：平成 24 年 3 月 8 日(木)10:00～11:30

場所：公害等調整委員会委員会室

○ 田口

それでは、定刻になりましたので、平成 23 年度公害等調整委員会政策評価懇談会を始めさせていただきます。

開催に当たりまして、御出席いただいております有識者の皆様方の御紹介をさせていただきます。50 音順で、東京経済大学現代法学部教授の磯野弥生様、日本法律支援センター理事で弁護士の大川真郎様、弁護士の鬼丸かおる様、(株)電通でコミュニケーションデザインセンタークリエイティブディレクターをしていらっしゃる岸勇希様、神奈川県公害審査会長で弁護士の須須木永一様、以上の 5 名の皆様にご出席いただいております。後ほど上智大学法学部教授の北村喜宣様が、交通事情で遅れていらっしゃいますが、始めさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

次に、公害等調整委員会の出席者を紹介させていただきます。大内捷司委員長、堺宣道委員、松森宏委員でございます。

また、事務局からは、事務局長で司会進行を務めさせていただきます私、田口のほか、事務局次長の岡部、総務課長の米澤、総務課課長補佐の今井が出席しております。

それでは、大内委員長からご挨拶を申し上げます。お願いいたします。

○ 大内

本日は大変お忙しい中、お集まりいただきまして誠にありがとうございます。当委員会の政策評価懇談会は毎年この時期に開催することとなっております。昨年度は東日本大震災の直後の日程でございましたので、中止せざるを得なくなりました。今年度、平成 23 年度は予定の通り開催することとなりました。有識者の皆様には、毎回、当委員会の業務につき、大変貴重なご意見を頂いております。本年も宜しく願いいたします。

今年度の当委員会の動きにつきまして若干申し上げますと、当委員会に係属した公害紛争事件は新旧合わせて 57 件に達しており、引き続き事件増加の傾向にあります。当委員会では多様化・複雑化する公害紛争の迅速・適正な解決に資するよう、着実に事件処理に取り組んでいくとともに、公害紛争処理制度の利用促進に向けて努力を続けているところです。具体的には、地方に在住する者の負担を軽減させるために、現地期日の開催等に努めるとともに、紛争の適正な解決に資するよう、職権による事件調査に努めております。また、制度の周知、広報の活動にも努力をしているところです。本日は、これらの当委員会の業務につきまして、有識者の皆様より、是非とも忌憚のないご意見

を頂きたいと思います。皆様のご意見を当委員会の業務遂行に当たり、政策評価を適切に行い、今後の目標を定めるために活かしていきたいと考えている次第でございます。簡単ではありますが、これをもって私の挨拶とさせていただきます。本日はどうぞ宜しくお願いいたします。

○ 田口

それでは次に、米澤総務課長より当委員会の業務及び政策評価についてご説明いたします。お願いします。

○ 米澤

それではご説明を申し上げます。

まず資料1「公害等調整委員会の政策・目標と23年度における取組」をご覧ください。

2ページでございますが、平成13年に施行された「行政機関が行う政策の評価に関する法律」ということで、この法律に基づく政策評価の仕組みと本懇談会の位置付けをまずご紹介させていただきます。評価の実施主体としては、各行政機関自らが評価をする、とされており、その結果を政策に反映させなさい、ということが書かれております。評価の体系としては、政府が閣議決定した「政策評価に関する基本方針」に基づいて、当委員会を含む各行政機関が、おおむね3年位の中期的な基本計画、併せて単年度毎の実施計画を策定いたします。これらに基づきまして、毎年評価を実施し、評価書を作成・公表する、といった流れになっております。その中で本懇談会の位置付けといたしましては、②の当委員会の基本計画の中に評価実施に当たって学識者の知見を活用しましょう、と書かれておりますので、これに基づいて開催し、本日お集まりいただいたという次第です。評価の全体の流れとしては、2ページ下の“参考”に図でお示ししております。24年度の実施計画の策定にあたって、本日の懇談会を開催し、23年度の政策の実施状況についてご説明をいたします。それから4月頃に正式に実施計画を作成・公表し、夏頃に評価書を作成いたします。また、その頃に皆様のところにお邪魔に上がって、評価書の中身について事前にご説明申し上げたいと思います。それを踏まえまして、概算要求や日々の業務に反映をさせていくと、だいたいこのサイクルで毎年実施しております。

それでは、次に3ページの当委員会の政策・目標と取組の骨子に移らせていただきます。まず、政策と目標ということでございますが、公害紛争の処理という政策に対しまして、公正・中立な立場からの迅速・適正な処理、それから制度の利用促進を図る、こういった目標を掲げております。また、土地利用の調整という政策に対しまして、鉱業等と一般公益等との調整を図る、それから公正中立な立場からの土地利用に関する適正な処分の確保を図る、こういった目標を掲げております。それに基づきまして、具体的

には、公害紛争の処理に関しましては、申請相談・事件の受付でございますとか、迅速な事件の処理、現地期日や現地調査の実施、それから制度の浸透という点に関しましては、周知・広報、自治体との連携、国際連携など、こういったように細分化されております。この資料がおおむねこの冊子の目次にあたるとご理解いただければと存じます。

それでは具体的な中身として、4ページの公害紛争処理の現状と取組状況に移らせていただきます。現行の当委員会の政策評価基本計画、これは23年度から25年度の3か年の中期計画になってございます。その課題例としまして、先程委員長からもお話がありましたように、昨年度は震災のため懇談会を開けませんでした。皆様から個別にご意見を伺いながら、課題を以下のとおり整理させていただきました。まず申請の相談に関しましては、住民が適切に相談を受けられるように自治体との連携を図ることや、大規模事件の受付にもつながるような広報の在り方が課題となっております。そして次に、円滑な審理や申請人の理解促進を図るため、係属後を見通した相談や受付の対応の在り方を課題としております。そして事件処理に関しましては、円滑・迅速な審理を確保するための事案の規模や性格等に応じた柔軟で実効的な対応の在り方、それから事件調査につきましては、迅速な審理や、予算の適正執行の観点からの現地期日や調査の在り方、こういったことが課題になるだろうと思っております。このように設定した課題を受けて、23年度におきましては、次ページ以降にお示ししたような取組を推進してまいりました。また、その中での課題も出てきたと、いうことでございます。

それでは5ページに移らせていただきます。公害紛争の処理という政策のうちの、迅速・適正な処理、さらにその中の、紛争処理の一番最初の段階である申請受付についてでございます。目標・方向性として、制度の利用促進に向けた周知・広報、それから丁寧な相談対応、併せまして公害審査会等との連携といった目標を設定しております。これに対する主な取組として、関係機関への訪問ですとか、広報媒体の活用、それから法テラスのコールセンターのオペレーターさんへ向けた研修を行うことですとか、それから全国の高等裁判所・地方裁判所に向けた原因裁定嘱託制度を周知するといったことに取り組みました。これは最高裁判所を経由して、全国の裁判所に「このような制度がありますよ」と周知・広報することです。それから、公害紛争処理制度は裁判類似の手続きでございますので、自身による主張・立証が基本である旨を事前にアドバイスを行うなど、従前以上に丁寧な申請相談への対応に取り組んでおります。具体的な実績といたしましては、右をご覧くださいと思いますが、これらの取組の結果として、相談件数としては増加しています。細かく言いますと、事案ベースの件数が約11パーセント増加した一方で、相談延べ数が若干減少傾向にありますので、相談者の理解が速やかになったのではないかと考えております。つまり、同じ事案に関して、何度も聞いてくるといった傾向がやや少なくなっているのではないかと考えております。それから、係属件数が増加しております。“参考”にある表の“計”の欄をご覧くださいますと、今年度新しく係属した事件数は、昨年度は27件であったところ、今年度は途中でと

りまとめましたので、この表には19件とありますが、本日時点でカウントしますと26件受け付けておりますので、年度末までに27件から28件くらいに達するのではないかと見込んでおります。係属事件としましては57件とここでは整理しておりますが、本日時点で整理しますと64件の事件を取り扱っている状況でございます。このように、係属事件として増えている、といった実態が見られます。また、表の上②Ⅱのとおり、裁判所からの嘱託事件を受け付けています。これは当委員会で2件目でございますけれども、こういった事件についても増やしていきたいと考えております。

それでは次の6ページに移らせていただきます。迅速・適正な紛争処理のうち、事件の迅速な処理という点についてでございます。まず目標・方向性といたしまして、事件の計画的な処理という目標、また裁定事件に関しましては標準処理期間という目標を設定しています。これは具体的には、専門的な調査を要するものについては2年、要しないものには1年6か月という目標を設定しております。こういった目標に対する取組として、証拠を集中的に調べること、期日の回数をなるべく効率的に実施すること、審理の迅速化を図ること、こういったことに取り組んでおります。また小規模な事件につきましては、当機関はADRでございますので、ADRらしく簡便・柔軟な手続進行を図ることに取り組んでおまして、実際の例といたしまして、事務局職員が現地確認をした際に当事者を促して調停に移行し、半年あまりで解決できた裁定事件もありましたので、こういった取組を今後も行っていこうと考えております。実績・状況といたしまして、平成21年度以降に受け付けた事件、つまり標準処理期間の対象となる裁定事件でございますけれども、平均処理期間は約1年2ヶ月と、目標を達成しております。それから、裁定から調停に移行した事件につきましては、裁定のまま終結した事件より平均4か月早く終結するといった実態がみられております。

次の7ページに移らせていただきます。紛争処理のうちでも、特に当委員会が力を入れております現地期日・現地調査の取組状況についてでございます。目標・方向性といたしまして、現地期日の積極的な開催、事件調査の適時適切な実施といった目標に対する取組といたしまして、必要性を踏まえて現地期日や調査を効率的に実施していくといったことがございます。たとえば、現地期日、現地調査を一度の出張の機会の中で行うこと、現地調査を特に因果関係が難しい事件に特化することで、効率化に取り組んでおります。ちなみに予算につきましては、現在国会で審議中ですが、平成24年度予算案といたしましては、現地期日・現地調査いずれについても、23年度とほぼ同額を計上しております。現地期日のためには1,364万円、事件調査のためには3,131万円を計上いたしております。数値的な実績についてですけれども、本年度の現地期日の開催は若干減少傾向にございます。22年度の20回に對しまして、7回と減少をいたしております。背景といたしまして、期日を開催するタイミングになっている事件のうち、東京近郊の事件の割合が増えておりますので、たまたまということもあるのかもしれませんが、今年度は減少しています。また、委託調査に関しましては、今年度は9件実施いたしま

した。経費としてはおおむね3,000万円を執行しております。なお、今後の課題にも出てまいりますけれども、一部の事件のうち、調査の予算を執行した後に申請人の都合で事件処理そのものが取り下げられてしまったという事例が見られますので、こういった成果につながらないような予算執行を未然に防止することが必要ではないかと認識しているところです。

次の8ページをご覧くださいいただければと存じます。ここでは制度の浸透という課題のうち、周知・広報について整理をしてございます。制度の利用促進のための効果的な広報と関係機関等への周知、こういった目標に対しまして、取組として、自治体へのリーフレットの配布や、自治体に対する公調委との連携の働きかけでございませうとか、弁護士会や裁判所への周知強化、政府広報の活用、それから若干細かいことではありますけれども、広報・連携推進のための事務局内の体制整備といったことにも取り組んでございます。実績といたしまして、周知・広報を精力的に実施ということではありますが、首都圏の市区などおおむね100程度の機関を職員が訪問して公害紛争処理制度の周知に取り組んでございます。それからインターネットテレビなど政府広報の活用ですとか、公調委のWEBサイトの改善を現在実施いたしております。これも予算がございませぬので、なるべく職員が手作業で、ご覧になる方にわかりやすいようなWEBサイトの改善に取り組んでいるところです。それから②の円グラフで私共の制度の認知経路の分析をいたしておりますが、「どのように当制度をお知りになりましたか」という問いに対し、おおむね大半は市区町村・都道府県を経由してのものでございます。職員が精力的に訪問をしておりますので、こういったことで成果が現れているのかなと思っておりますが、一方で弁護士会経由というのがあまり多くはございませぬで、前回と比較してもそれほど変化がございませぬ。③のところでもあるように、これから弁護士の皆さんへの周知が必要ではないかと考えております。また弁護士が選任された事件もまだまだ低調にとどまっておりますので、この点は大きな課題の一つと考えております。

それから、自治体との連携に関しましては、次のページをご覧くださいいただければと存じますが、目標・方向性としまして、市区町村の公害苦情処理、それから都道府県の公害審査会、こういった個別の解決に、当委員会の原因裁定をどんどん活用していただきといったことですか、都道府県では解決が難しい事件について、当委員会に引継ぎの円滑化を図っていくこと、都道府県・市町村等との情報交換、研修等の支援を図っていくといった目標設定をしております。

取組としましては、自治体との情報共有と連携の場を主催することがございまして、都道府県公害審査会の会長を対象とした公害紛争処理連絡協議会、それから自治体の実務担当者を対象としたブロック会議も実施しております。併せて、事案の処理についてのご相談は時にお受けしておりますので、それに丁寧に対応していくこともございます。

実績としては、若干繰り返しになりますけれども、当委員会と公害審査会との、それぞれ情報交換・意見交換する連絡協議会を開催する、これが先ほど申しました、審査会

会長向けのものでございます。それからブロック会議といたしまして、担当者レベルの会議ですが、実際に起こった事件のケーススタディを中心に、かなり実務的に突っ込んだやりとりをするブロック会議を、全国5ブロックに分けて開催しております。その中で、現場職員のノウハウの向上を図ること、併せて、困難事案には公調委をどんどん活用して下さいといったことの周知に取り組んでおります。

このような取組を行っておりますが、一番下の所に、公害審査会に係属中の事件又は公害審査会で解決できなかった事件が公調委に係属した実績が5件ございました。こういったケースをこれからどんどん増やしていきたいと考えています。

それから10ページですが、国際連携についてでございます。今年度、2か国と連携いたしておりまして、右の方をご覧くださいますと、韓国の紛争調整委員会の創立20周年ということで、大内委員長に、記念シンポジウムに出席していただきました。それからベトナムですが、9月にJICAの主催で、ハノイで開催されました「公害紛争処理に関するワークショップ」で講演をしました。また、それをきっかけとしまして、ちょうどベトナムにおきまして公害紛争処理制度をきちんと整備をしようといった動きがございまして、そのための支援として、ちょうど今週、ベトナム政府の職員を受け入れて、研修を実施しております。

11ページですけれども、当委員会の2つ目の柱である、土地利用調整に関する取組でございます。

目標としては、鉱区禁止地域の指定、鉱業に関する行政処分に対する不服の裁定事件、土地収用法に基づく国土交通大臣に対する意見の申出、これらについて適正に手続を実施することでございます。

実績ですけれども、鉱区禁止地域の指定につきましては、今年度は係属がございませんでした。不服裁定につきましては、前年度から継続していた3件のうち2件が終結しております。その2件のいずれも東京高裁に訴訟が提起されておりますけれども、1件については訴えを取り下げられまして、もう1件につきましては棄却、すなわち我が方の勝訴で終結しております。

それから、土地収用法に基づく国土交通大臣への意見の申出につきましては、表の一番下をご覧くださいますと、本年度19件の事件に係属いたしておりまして、そのうち14件について処理を終了いたしました。

おおむね、取組の具体的な中身としては以上でございますけれども、一番最後のページに、これまで説明してまいりました取組状況を踏まえまして、今後の課題を整理いたしてございます。

左の欄に、23年度中に見られた動向ということで、いくつか丸囲いがしてございますけれども、苦情相談を十分に経ないような小規模な事件が見られること、弁護士が選任される事件の割合がいまだに低調であること、本人申請の事件におきましては、事実関係でございましてか、主張の整理や証拠の提出が非効率であること、また、社会性や

困難度が高い事件、遠隔地の事件が増えているわけでございますけれども、現地調査や現地期日のための予算はなかなか増やすことが難しいし、仮に増やせた場合でも有限であるといったことです。それから、調査のための予算を執行したにもかかわらず、申請人のご都合で取り下げられる事件があること。以上のような動向が見られるところでございます。

こういった動向を踏まえまして、今後、24年度の課題といたしまして、まず、相談されてくる方の主体的な取組を促すということです。「何だか分からないけど調査をしてください」といった相談がかなり多いんですが、当事者の方が主張・立証するのが基本ですよという旨をしっかりと丁寧に説明していくといったことに取り組んでいく。また、自治体との連携の推進を図っていくといったこと。それから、制度のご利用経験のない弁護士の方にもきちんと浸透するように、法曹関係者への周知を工夫していく。小規模案件の多い紛争類型につきまして、申請書の記載例の充実を図るといったことで、円滑・迅速な処理に資するように工夫していくといったことがございます。

また、事件の内容に応じまして、予算・リソース配分や、審問手続にメリハリをつける、例えば委託調査の要否をきちんと精査をするといったことや、専門委員による調査によってなるべく予算をかけないで効果を上げられるようにできないかといったことを考えていく必要があると存じます。

最後になりますけれども、成果につながらない予算の執行をきちんと未然に防止していくこと。以上のようなことを24年度の課題として整理しております。

ご説明は以上でございます。

それから、資料2と3がございます。資料2につきましては、先ほど触れました、平成24年度の実施計画案でございます。この中には、平成24年度の1年間を対象といたしました事後評価の方法について書いておりますけれども、先ほどもお話ししたように、23年度から25年度の3か年の基本計画に基づいて作っております、ちょうど中間年の年でありますので、23年度の実施計画とほぼ同様の中身といたしております。具体的な中身としては、目標に対する達成度を、どういった測定指標によって評価していくのか、細かく記載しているものでございます。

それから横紙の資料3ですが、ちょっと字が細かくて恐縮なんですけど、各府省共通の様式で、政策評価の制度官庁であります総務省からの指示を受けて作成しているものでございまして、政策評価の実施計画を作るに当たって、測定指標の選定理由などをきちんと整理しておきなさいということがございますので、測定指標の選定の考え方などについて細かく整理しているものでございます。こちらも併せてご参照いただければと存じます。

私からのご説明は以上です。

○ 田口

それではここで、交通事情で遅れていらっしやいました北村先生でございますが、上智大学法学部の北村喜宣教授でございます。

それでは、これより意見交換に入りたいと存じます。ご意見、ご質問、ご要望などありましたら、どなた様でも結構でございますので、ご自由にご発言いただけましたらと存じます。よろしく申し上げます。

○ 鬼丸

よく知らないものですから、ご質問させていただきたいのですが、弁護士会への周知とか裁判所への周知という話がありました。このような周知をするのは、訴訟手続での利用を促進するというご趣旨だと思います。裁判所から公害等紛争調整委員会への照会というのは、具体的にどのような内容を想定されていらっしやるのか教えていただきたいと思います。これが第1点目です。

2点目に、資料7ページ右下を拝見しますと、公害等紛争調整委員会の調査結果を得た後に取下げをする場合があるというふうに読めるのですけれども、裁判所から嘱託をするケースが係争中の事案で、公害等紛争調整委員会の審理と併行することが可能かを教えていただきたいと思います。

○ 米澤

裁判所からの照会と先生おっしゃいますのは、嘱託ということでしょうか。

○ 鬼丸

はい。

○ 米澤

そうです。裁判所に事件が係属している民事事件につきまして、因果関係がはっきり分からない、認定が難しいといった事件につきまして、公調委に、そこのところを調べてくれという嘱託でございます。

○ 鬼丸

調査嘱託とか、鑑定嘱託ということになるのでしょうか。

○ 米澤

法律上の因果関係の有無について認定をしてください、という嘱託でございます。したがって、事件としては、原因裁定事件として係属するものでございます。そういったものが、現在、まだ数は少ないんですが、2件の実績があり、うち1件は係属中でございます。

○ 鬼丸

それはそれで意見は述べたということで、委員会としてはそこで1件終わるということになるということですね。

○ 米澤

原因裁定を出すものでございます。

○ 鬼丸

原因裁定の場合には、調停や審理ということはありません。

○ 米澤

調停ということには、おおむねならないと思います。

○ 鬼丸

分かりました。

○ 磯野

いくつか伺わせていただきます。

それでは、まず一つは今のことで、大きく言って合理的かつ迅速にするために、なるべく集中審理をして重点的に多様なことをしていこうというのが一つの大きな柱ですよ。それとともに件数も増やしたいと。両方あるようですが、最初の方について、裁判所との関係で、できるだけ原因裁定のようなものに関して、こちらで引き受けていこうという方針を立てていらっしゃるのか、必ずしもそうではないのか、という点が1点ですね。

それから、事実に対する調査をできるだけ合理的にやっていくということで、重点化をしていきますというお話だったと思いますが、どういう形で具体的には実現できているのかを、もう少し詳しくご説明頂けるとありがたいということと、それとの関連でもう一つ、なるべく迅速にということで、できれば裁定から調停へ移行したいというご希望のようすけれども、裁定を求めるということは、申請者は、ある程度きちんとした因果関係等々を分かりたいということだと思っておりますけれども、主張にとって、つまり特に申請者にとって、調停への変更を促していくことが利益になるだろうかという点をもうちょっとお聞かせください。あるいは、調査をした結果、裁定するまでもなく当然調停に移行すべきという形になるのか、裁定事件から調停事件へ行くというのは、最初は全くかみ合わなかったけれど、審理の過程で話し合いの可能性が出てきたということなのかどうか、その点が申請者の利益になっているのでしょうかでしょうかという、

この辺りを伺わせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○ 大内

ちょっとよろしいでしょうか。

1点目、裁判所からの嘱託を受け入れる方針について、前向きなのか、消極的なのかというお尋ねですが、我々としては、前向きに多くの事件を裁判所から嘱託を受けて、原因裁定の手續を活用していただきたいという気持ちを持っております。

それで、前に一回、先ほどもご紹介されましたけれども、最高裁と協議いたしまして、最高裁を通じて、各現場の裁判官に趣旨が届くようにということで、周知の依頼文をお送りしているという実情です。

今回、さいたま地裁から1件嘱託事件がありまして、我々の呼びかけに応じていただいたということなんですけど、そういう形で嘱託を受けるケースのほかに、もう一つ、訴訟係属中ながら当事者を促して、当事者に、こちらに別件で、原因裁定の申立てしていただいて、裁判所は我々の裁定待ちということで、訴訟の進行を待っているというようなケースも2、3あるようです。

我々としては、できるだけ、裁判所の審理に我々の職権調査の制度を活用していただくということで臨んでいるというのが、第1点についてのご説明です。

○ 磯野

環境事件は、かなり専門技術的になってきているというところがあるので、裁判所に専門性を持たせていくのか、それともこちらを、相当部分変えていこうと考えられているのか、その辺りのことは・・・。

○ 大内

当事者が、費用の問題、技術・能力の問題があって因果関係等を立証しきれないわけですね。訴訟手続でいうと、立証がまだないということで棄却になるべきものについて、我々の国費に基づく調査をやってみましょうという形で、頼んでもらえないかという趣旨です。

それから2点目、調査を合理的に進めたいという点については、ちょっとご質問の趣旨がはっきりしなかったんですけども、我々としては、事件受理後、早期に現地の様子・紛争の実情を、事務局職員によって現地調査をさせて、そこで、ああ、これだけの中身のある紛争なんだ、これだけ難しい問題を含んでいるんだということを把握した上で、専門委員を選定いたしまして、専門委員にご指導いただいて、どのような調査が必要かということ計画して、そして実際の事件進行に合わせて調査を委託するというような形で進めているという実情にあります。

○ 磯野

そうしますとその、全く行かないで専門委員だけで任せてしまうという形もあり得るということになる。

○ 大内

それは、争点が単純で、専門家がこれはこうすればいいんだということ、はっきりご指摘を受ければ専門委員に直接みていただくという手もございます。

それから3点目、迅速にということから、裁定の申立てがあったのに調停に導くということで当事者の意向に沿わないんじゃないかというご指摘ですけれども、大体調停を促すのは、裁定の認容が難しい、責任裁定なり原因裁定なり、申立ての趣旨に沿った形での裁定を下すことができない、単純に言えば、裁定を下せば棄却になってしまう事件について、もう少し当事者間の実情に合わせた紛争解決もあり得るんじゃないかということで調停を促すという側面ですね。

○ 磯野

そういう場合というのは、今度は相手方があまり、というよりむしろほとんど調停に移行するとは思えず、移行は難しいのではないかと思うんですが。

○ 大内

ええ。それが、例えば、騒音の問題等について、大きな建築会社ですと、わずかな金額であれば解決金ぐらいいは用意いたしましょうというように応じてもらうといった問題ですね。ただ、騒音の程度は、測定結果に基づけば基準値以内ということで、このままでは損害賠償を認容することは難しいだろうという事案で、より小さな金額の解決金で調停を促すというようなやり方があるということです。

○ 磯野

分かりました。どうもありがとうございます。

○ 大川

資料を見せていただいて、公害紛争の受付事件数、係属事件数、終結事件数といずれも増えてきてますよね。これは私、大変良い事だと思っております。現地調査とか現地期日ですね、これにも積極的な姿勢を示しておられて良いと思います。十数年前はこんなに積極的でなかったように思うので（笑）、どうして変わったのかなあと思うのですが、大変結構かと思えます。予算の制約もありましょうけれども、大いに頑張っていたきたいと思います。

弁護士会との間でどういう意見交換をされておられるのか分かりませんが、例えば日

弁連の公害環境委員会は全国から委員が集まっていると思いますけれど、その委員会などと意見交換をすることはあるのでしょうか。

○ 岡部

2月の3日に、最近ではですね、今先生のおっしゃられた日弁連の公害対策・環境保全委員会の委員長以下、関係者の方々10人、20人でしょうか、お集まりいただきまして、私どもの制度の趣旨なり、先ほど大内委員長から話のあった裁判所での周知活動の状況等のお話を申し上げて、それから、説明の過程で総務課から話のありました、弁護士の方についていただくと円滑に主張を整理できるという点のお話等々をしまして、私どもとしては、必要に応じて制度を活用していただきたいというお願いを重ねて申し上げます。

日弁連の委員会の活動ということで、今お取組をされている公共事業改革の問題とか、消費者被害の関係も含めた団体訴訟についての問題についてのお取組とか、そういうようなお話を頂きつつ、私どもの制度についてのご意見を頂いたり、あるいはこちらから、弁護士さんの組織で相談窓口をどういうふうに増やしていったらよいかとか、そんなやり取りをしております。

それから、各地の弁護士会にも、私ども関係者を出張させてコミュニケーションする用意があるので、ぜひ呼んでください、というような話をこれまでお願いしてきてですね、先生方におかれましても、そういうようなことで公調委の話を知りたいというようなことがありましたら、またお声を掛けていただくとありがたいなと思っ

○ 塚

現地調査ですけども、私は一昨日大阪に日帰りで行ってまいりまして、来週は、前半は長崎に一泊で現地期日と現地調査、それから一日おいて鹿児島と熊本というわけです。

多くなるのもありがたい話なんですけど、なかなか体力的には（笑）辛いものがあったりして。

○ 大川

でも、申立てしてる人、当事者にはすごく嬉しい話で、こういう積極姿勢を弁護士会との交流場面などで、もっと売り出したらどうですか。

○ 大内

私、委員長に就任して今年で5年目なんですけども、就任した1年目の時には、新件の申立件数は10件未満だったんですね。もう少し具体的に言うと6件だったんですよ。

それで、その当時、自民党政権の時代でしたけれども、自民党の部会の方で、このよ

うな制度が果たして有効に機能していると言えるかどうかと、準司法機関全般の洗い直しをしようというような形で議論が起きまして、部会に我々の事務局が呼ばれて制度のご説明なり利用状況なりのご説明をした時にも、あまり自慢できるような実績の説明ができないような状況で大変苦しい立場に置かれて、それで我々内部としましても、これじゃいけないと、もう少し何とかPRを積極的にして利用の促進を図っていこうという取組を始めたのが、ちょうど5年前からなんです。

それで2年目がちょっと増えまして倍の12件になりまして、3年目が12件の倍の24件になりまして、昨年が27件です。今年も27件に達するくらいの件数の申立てがきているということで、危機感に煽られて運用の実態の改善を図っていこうと取組を進めてきているのが、ここ数年の実情です。

○ 鬼丸

例えば低周波音の問題、新しいマンションができると一面に室外機が並んで隣家が迷惑を受けるというようなご相談というのは、弁護士の相談にも少なくありません。あと、ロックバンドが毎晩のように鳴らして周囲に様々な迷惑がかかるというような、そういう規模の相談っていうのはしばしばあります。けれども、「公害紛争」という名前のイメージは、どうしても大きな、例えば水俣病等のような大きな問題のイメージがあって、この委員会に持ってくるのに躊躇を感じる方は少なくないと思います。この委員会が扱う事案と扱わない事案の境界線がよく分からないのですが、どう考えたらよろしいんでしょう。

○ 大内

昔は「産業型公害」と言いまして、大規模な工場からの有害物質の漏出という問題が大きな公害の典型的な姿だったんですけども、最近は「都市型・生活型の公害」という言い方で申し上げてるんですけども、身近な、いわば相隣関係の紛争にちょっと毛が生えたような程度の紛争ですね、騒音の問題、低周波音の問題、それから煙等の大気汚染の問題とか、わずかな事柄でもある程度の地域性をもって被害が及んでいけば、それは「公害」と言えるんじゃないかということです。

「相当範囲の被害」という法文上の規定なんですけども、「相当範囲」というのは1軒に限らなければ「相当範囲」という、少なくとも近隣数軒に被害が等しく及んでいる実情にあれば、申立人は1人であっても社会全体の安寧のために我々はちゃんと活動すべきではないかということで、今お話ありましたような、室外機がズラッと並んで騒音が出るというような状態は、まさに典型的な最近の傾向の公害事件として、我々処理している実情にあります。

○ 鬼丸

今御説明していただいた点をアピールしていただいて、敷居が高いというイメージを払拭していただきたいと思います。

○ 堺

ただ、それもあるんですが、神奈川県審査会の会長さんもいらっしゃってますけれども、都道府県にも審査会ございますので、それと上手に使い分けてって言いますか、調停で扱えそうだったら都道府県に持って行くとか、どうも裁定でビシッといかないといけない時は公調委の方とか、色んな使い分けがあると思うんですよ。

○ 須須木

審査会の方の悩みというか、笑い話というかがあるので、ちょっとお話しさせていただきますと、審査会の方に調停申し立てたらどうですかということでも回ってくる中ですね、大体窓口になっているのは、最初は自治体の相談窓口なんですね。ところが、その相談窓口の方々は何でもかんでも回ってきてしまうので、審査会の方の対応が困ってしまって、それこそあつてはならないたらい回しのようなことがありますね。

具体的な例を挙げますと、騒音ですね、本当に笑い話みたいなんですけども、隣の家の夫婦喧嘩の音がうるさいから何とかしてくれという相談が、どうも市の方の相談窓口があったそうなんです、これは近隣公害だろうからと言って回ってきてしまったと。まさに1件ドンピシャの相隣関係だと、それはもうお引き取り願うということで、そういうようなキャッチボールというかですね、見受けられるようなんですね。

だから、どうやって改善をしていったらいいのか、自治体の方は、こちらから見れば、隣近所の問題だったら何でもかんでもというような意識があるので、その辺どうやって棲み分けをするとか、教えるとか、連携をとったらいいのか、なかなか困ってる状況があるんです。

○ 米澤

9ページをご覧いただければと思いますが、自治体との連携について書いたページです。②にブロック会議とありますが、その項の一番下に、公害苦情相談アドバイザーと書かれています。

これは今4人お願いしてるんですが、かつて公害苦情対応を長年やってこられて、ノウハウを持ってこられた市の職員のOBの方を委嘱いたしまして、ブロック会議に行ってくださいまして、先ほど申し上げましたようにケーススタディをやっています。

当然、市町村の話でありますので、公害なのか、微妙なケースが結構あるわけです。現場で長年培ってこられたノウハウによって、公害苦情としてどうすれば効果的に処理できるかについて、私どもとして支援していく、こういった取組も今後も続けていかなくはないと思っています。

○ 田口

今の、公害苦情相談アドバイザーというのは、今年度初めて委嘱したものでございます。まずは東京近辺、関東地区で4人なんですけど、今後できたら他の、関西とかの方にも広げていきたいなと思っているところでございます。

○ 今井

公調委も、公害相談ダイヤルという申請相談の窓口電話を設けておりまして、例えば公害問題として扱いつらい、公調委として扱いつらいような問題だと割とはっきり分かるようなものは、例えば裁判所の民事調停をご紹介したりとか、弁護士会さんのやっておられるADRをご紹介したりとか、次につなげていくような形で、できるだけ丁寧な対応を心がけているところです。

昨年、岸先生からも、丁寧なコミュニケーションというのが、震災前と後でかなり潮目が変わって、コミュニケーションの新しい風潮になってきているということでしたので、「うちでは扱えません。」にとどめず、こういったところでできるかもしれないということ、できるだけ言うようにしております。

先ほど岡部次長から、日弁連さんとのやりとり、お話ありましたけれども、その場で、弁護士さんについていただきたい方からご相談を受けたらどうしたらいいかとお尋ねをした際に、あまり数が多くなければ、東京都の弁護士会さんでやっている公害の窓口の方に行ってもらえれば、場合によっては他の地方でも弁護士さん紹介できるかもしれない、というようなお話もお聞きしてきましたので、そういったことも必要に応じて丁寧に相談対応していきたいというふうに思っております。

○ 岸

今ちょっとコミュニケーションの話が出たので、私は専門が先生方と違って周知・広報という方に限定しておりますので、その話をさせていただきます。

お話を伺っていて、相談者の方たちにもっと開いていくのがよいのかなあというふうに最初思っていたんですけども、これは闇雲に案件を増やしていても、たらい回しが増えていくというか、どちらで扱っていいのかとか、対応難しいと思うんですね。

一昨年、私ご提案させていただいたのは、もし仮に一般の生活者の人たちに対して開くのであれば、当時、検索連動型広告っていうのをご提案して、つまりどういうことかと言うと、問題がある人は、「騒音問題」とかって、まずインターネット。今、情報の入手経路の一般的な生活者の88%ってインターネットから情報を摂取するって言われている時代なので、これ一般的な話です、分野に限らず。騒音問題だな、どうしようって思った時に「騒音問題」って検索されるはずなんです。もしくは、空気がアレだったら「空気の（汚染）」って言葉で検索されるんですね。その検索をした時に、右側の

所に「公害等調整委員会」っていうのがフツと出てるというのが非常に効率的で、闇雲に「公害問題はここに来てください」と言ってるんじゃないで、問題意識がある人に対してだけ送るっていう非常に効率的なものなので、こういうのをやられたらいかがでしょうか、と一昨年ご提案させていただいたんですが、恐らく、今ここで公害等調整委員会で扱うべき問題というのは、あまり相談者から、今の夫婦の声がどうこうみたいな話に広げていくというよりは、きめ細かい事をやっていかれた方が良いと思うので、ご提案というと大変僭越ですけども、ここに相談してきたらどういうルートがあり得るのかっていうことをある程度フローにしてあげると良いと思うんですね。

例えば、全部ここで解決するものではないですよ、場合によったら地方の審査会で対応する場合もございます。場合によったらこういうご紹介をする可能性がございます、それを見た上で電話をかけてくると、そんなカチンともしない。つまり、足蹴にされたと思わないので、まずそういうのを表に出してあげた方が、質問した側も、「やっぱりただの夫婦問題のことを訊いてしまった私が間違ってたのね。でも次の場所をアドバイスしてくれた。」と思うのと、「公害のことならお任せくださいっていうからかけたのに、うちでは扱えませんって言われた。」というのでは、だいぶ感情が違うので、ホスピタリティというか、ケアっていうのをやられたらどうだろうというふうに思います。

あと、非常に予算が限られた中で工夫されているというふうに理解してますけれども、Webの方の、ホームページとかの出し方も、場合によったら一般の生活者の方々と弁護士の先生を分けてしまう、弁護士の先生方はこちらをご覧くださいと。つまり、どういふふうに公調委を活用していただければ、ってことがしっかり書いてある、これは恐らく専門的な内容でも構わないと思うんですが、正直に申し上げて、私ぐらい無知だと、やはり難しいんですね。一般生活者としてホームページの情報を見ると、用語を含めたりとか、先ほど鬼丸先生から素晴らしい指摘で、敷居が高すぎてここには問合せしてはいけないんじゃないかっていうふうに弁護士の先生方でさえ思うので、一般の人からするともっとハードルが高くなってしまいますので、場合によっては、分けてしまった方が、入口のところで、弁護士の先生方はこちらをご覧くださいと、一般の苦情・お悩みの方はこちらをご覧くださいと、そちらを見ると情報のフロー、こういうふうに手続を進めていきます、場合によると公調委で対応できないこともあるかもしれませんが、何かしらのアドバイスは差し上げられるかと思えます。弁護士の先生方には、こういう案件がこういう事で、って専門的に書いてあるだけで、問合せをしてくる人間の最初の状態を作ってあげると問合せの質が良くなっていくと思えますので。

溺れる者は藁をも、で来た人っていうのは、どれだけこちらが正しい対応をしても、この人にとっては、助けてくれたか、助けてくれなかったかっていう尺度しかなくなってしまうので、事前情報というのがもう少し分かりやすい形で出て行くと、件数を増やすということを早急に急がれるというよりは、1つ1つの質というか、効率だったりとかっていうものが上がってくるんじゃないかなあということ、一部、広報・周知とい

うところだけに限定しての話ですけれども、お話を伺っていて思いました。

増やそうと思うと、先ほど言った検索運動のような事をやると、あつという間に数字は増やせると思うんですけれども、どうやら話を伺っていると、ただ増やせば良いという問題でもなさそうなので、大内委員長が少しずつ増やされたというのはすごく意味があると思うし、急激に増やして数が増えたらいいでしょって話ではなくて、地道に丁寧なものを積み重ねられてるというのはすごく良いと思うので、周知・広報は大事なんですけども、そんなに飛躍的に増やすプランというよりは、理解者を少しずつ増やしていくという形のやり方が、皆さまにとっても、相談者の方にとっても、質が高いんじゃないかなあと言うふうには、お話を伺っていて思いました。私は以上です。

○ 松森

只今のご発言をお聞きして考えさせられた点があります。私は委員に就任して2年ですが、就任までは公調委を知りませんでした。就任して、この制度は弁護士にとって費用・立証等の負担も少なく、かなり使える制度であることを知りました。

当委員会の手続の良さとして、まず、機動性のある、事務局による当事者・関係機関や専門委員に対するヒアリング、そして現地調査などによる、事前準備の充実が挙げられます。通常の民事裁判では、事前になされるのは書記官による当事者のヒアリング程度です。

そして、これら事前準備により得られた情報をもとに、委員会による現地調査・職権証拠調べ・審問期日が計画的になされ、集中証拠調べがなされているのも、手続として良いと思います。民事裁判では、現地調査・職権証拠調べなどはあまりされません。

なお、最近の騒音事件では、事前準備が充実していたので、午前中に委員会による現地調査、午後に現地期日、その終了後に当事者の真相・気持ちを聴くため進行協議期日も開催し、事案の適正解決を図ることがされています。実際に、現地で当事者立会いのもと、音を実際に聞いて、また同じ目線で話を聴いて、共通認識の形成ができました。こういうことも裁判所ではできなかったことです。

実際の裁判に慣れた弁護士の多くは、現地調査・現地期日などはできないものと思いつまれているのではないかと思います。また一方で、何でも職権で証拠調べをしてもらえないのではないかとわれ、通常の民事裁判を当委員会に持って来られ、当委員会の負担で全部をやってくれ、というような弁護士もいました。

そこで、特に弁護士の方々に公調委の制度を知ってもらい、適切に、利用・活用してもらえるようにしてほしいと思います。そのためには、ご意見にありましたように、弁護士向けに広報をすることが是非とも必要だと思います。

次に、先ほどの審査会の件ですが、特に市区町村の実態を見ますと、苦情処理の対応には温度差があります。ある事件では、ものすごく丁寧に対応され、測定などもきちんと適正にされており、十分と言える結果を出されていました。この情報は事務局による

事前のヒアリングにより得られ、それら書類を職権で文書送付嘱託をし、双方同意のもと証拠調べをし、事案の適正解決をしたことがあります。できれば理想的な審査会の対応を広げるための情報提供・交換をしていただければと思っています。

○ 岸

2つほどご質問していいですか。

例えばWebサイトみたいなところに、ケーススタディと言ったら変なんですけど、実際の、こういうものをこう解決したといったことを公開するというのは難しいんですかね。つまり、例が1個あると、「ああ、こういう案件に対して相談していいんだ。」と急激に理解度というのは上がると。まあなかなか難しいとは思いますが、例えば簡略化したものとか、少し事実を変えた、あくまでケーススタディですよという形で、ケースみたいなのをあげることは難しいんですかね、現実問題として。

○ 米澤

現に私どものホームページには事例も載っておりますし、白書の中にも載っております。ただ、分かりやすく紹介されていると言われると、そこはやはり、まだ改善する余地はたくさんあると思います。

○ 岸

もう一つ、全然分からないんですけれども、弁護士の先生方も普通にインターネットを使われると思うんですね。積極的に勉強会に行ったりコミュニケーションしに行くというのも、もちろん素晴らしい活動なんですけれども、どうしても人間って知りたいときに知りたくなるのであって、日頃から関係ないことの勉強会に行くかという、なかなか努力家じゃないとやらないところもあるので、たぶん弁護士の先生方の負担というのは、いざ自分の所に舞い込んできたという時に、もちろん色んな手続で専門分野に対して補強されると思うんですけれど、多分インターネットも使われると思うんですね。その時にすごく支えになるようなガイドラインというか考え方が載っていると、多分敷居はすごく下がる。そうすると先ほどの、一般の生活者からの相談は増えないけれども、弁護士の先生方からは、つまり質の高いものは増えて、やみくもに広げなくていいという、質の良い循環を作れるかもしれないので、弁護士の先生方にとって、どういうきっかけを作るのか。

インターネットって、昔は「広くあまねく」って言われてたんですけど、全然今はそういう時代ではなくて、専門的な人に対しても、もちろん他からも見えてはしまいますけれども、見えても問題ない情報であれば、より専門的な情報を上げて、一部の人が濃く使っていくというのも全然使い方としてはありな時代なので、弁護士の先生方にとって非常にやさしいというか、やさしいというのは簡単という意味ではなくて、ホスピタ

リティのあるサービスにしてあげると、すごく積極的にこちらが「使ってください」と言いに行くのと並行してやることで、結構大きく差が生まれるというか、理解・認知が広がるのではなかろうかと。弁護士先生の情報の取り方ってというのはあまり把握してないんですけども、普通に生活者のメディアの利用の仕方ということをベースにするのであれば、可能性はあり得るんじゃないかなと思います。

○ 今井

関連して、今の、弁護士の方がどうやって情報をとってくるのかに近い話で、私、昨年奈良に行きまして、奈良の審査会の会長さん・副会長さんに、一弁護士さんとして見た場合の制度の使いやすさとかをお訊きしたんですね。自分がこれまでご経験したことのない新しい分野の仕事とかが来る時にどうするんですか、いきなり自治体に例えば電話して教えてくれっていうのはやっぱり言いづらいんですかとお訊きしたら、そりゃやっぱり言いづらいと。

なので、いつあるか分からないけど、当座、大体手続が概観できて、スケジュールとかが分かるようなものが、出前のチラシのように、2、3年ストックがあって、ある時ふっと見る。ホームページも、先ほどのとおり、関心が出たり引き合いが来たらふっと見る。その時に流れが分かるものさえあれば、自分で勉強してから電話をかけるので、そういう一次的な資料が欲しいというようなお話を頂きました。

先ほどの、弁護士さん向けのホームページをあえて作るということも同じようにおっしゃっていただいていたので、今後のホームページ改訂に際しては、そういう工夫をしていきたいなと考えているところです。

○ 松森

確かにそうですね。私は就任までは公調委を知らなかったのですが、公調委の被害発生地などでの現地期日の開催、そして専門委員の活用は、弁護士の負担を軽減すると思っています。

特に専門委員の活用の実際は、人材確保を含め、そのノウハウは素晴らしいものだと思います。私は弁護士会の民事訴訟法15年改正についての意見をまとめる機会が与えられたことがあります。その時は専門委員制度の導入・活用について積極的ではありませんでした。当委員会での実際の利用・運用を知っていれば、専門委員を積極的に活用できるような、より良い制度設計の提言ができたのではないかと思います。

次に、広報ということですが、「ちょうせい」68号には、文京区の解体工事による振動の責任裁定事件が載っていますので、多くの弁護士に見ていただきたいと思っています。

なお、就任してから公調委が取り扱った事件を判例時報などで調べましたら、判例時報には年に1回くらいは載っていました。また、審査官の方が良い論文を載せておられ

ました。

そこで、弁護士向けにインターネットなどで公調委を適切に利用・活用してもらうために、具体的な事案による解説とか、具体的事例・参考文献の紹介などを、適宜、広報することができればと思います。

○ 大内

判例時報に載るのは、大型の著名な公害事件の裁定について、こちらが載せてくださいと頼んで載せていただいているのが実情なんで、すべての案件が判例時報で紹介されるわけではないんですね。そこは裁判所の判例との違いで、裁判所の判例は新規の事案であれば必ず載るくらいの形で載りますけれども。

○ 鬼丸

それでは逆に敷居が高くなってしまいますね。そういう大きな事件しかやらないのかと受け止められるのではないのでしょうか。一般広報をする時には、どんなジャンルを扱ってらっしゃるのかということを知っていただくことが大切だと思います。扱うジャンルを一般広報していただけると、利用が増加すると思います。

もう1つ、公害には様々な種類がありますが、紛争解決制度にもいろいろあって、庶民からは、どれを利用すればいいのか、仕分けが分からない。さつき岸さんもお指摘になったように、どこに持って行けば最適かが不明なのです。それをよく分からせていただけるような指南をしていただいただけると、すごく使いやすいな、と思いますね。

○ 北村

公調委に対して、裁判所の使い方までのアドバイスを求めるというのは組織上難しいでしょう。むしろ、ユーザーとしての弁護士が、いろいろな方法があるとおっしゃったほうが使い手がある情報になるのではないのでしょうか。公調委にやらせると、恐らくは遠慮がちな発信になると思います。

○ 鬼丸

公調委だけで指南するのは無理かもしれませんね。制度を使いこなすべき弁護士が制度をよく分かっていないということが問題ですね。こちらの勉強不足なのでしょうけれども。

○ 北村

私、この前の会議のときに、ロースクール生は将来のユーザーなので、多少努力しますと申しました。言った公約を法学教室という雑誌で果たしまして、米澤さんに写真入りで登場していただきました。利用者が減るのか増えるのか分かりませんが(笑)。

そういう方向で、公調委にお願いしたところです。

ご質問かたがたなんですが、市町村の公害苦情だと一方通行で、言いつ放しで済みますよね。調停の場合、相手方がどうしてもある話なので、誰がそんなことを言ってるんだということが問題とならざるを得ないとき、苦情を言ってる人は、私とは言ってほしくないけど何とかしてほしい。こういうとき、都道府県の公害審査会レベルでは、ゆるやかに受け止めて調停というふうを受け止められるものなのかどうか、運用はどうなってるのですか。

○ 須須木

あまり詳しくは分かりませんが、なるべく幅広く調停の窓口は広げているようですね。ですから、さっきお話の出た隣の夫婦喧嘩の音はダメですけども、例えば近所で薪ストーブを焚いていて、その煙が広がってきますけれどもとか、石油ストーブの臭いが煙突から出てて何軒かに広がってますよとか、そのあたりですと扱った事例はあります。

○ 北村

では、申立人も分かっているわけですね、原因者に対しては。

○ 須須木

ええ。ただ、余談ですけども、近隣問題というのは別のところに争いがあって、その確率がちょっと多いものですから、見極めは難しいなとか、その調停をどういう風にソフトランディングさせるかというのが悩みの種になります。

○ 北村

ありがとうございました。最近の傾向として恐らくご説明のあった、嘱託の裁定事件が増えているという事、注目すべきだと思ってるんですね。

もちろん、調停と裁定は一線を画してますよね。裁定は法律的判断をなさるわけで、しかし裁判所と違って職権調査ができるし、公費調査もあり得べしということで違うわけなんですけど、使う側としては、嘱託をなさった裁判所自体は、もちろん公調委の結果を尊重してくださるはずだと思ってるんですけど、上級審でその調査がひっくり返るかどうかっていうのは、非常に関心があるんですね。

そうでないと、せつかく時間をとってやった意味があまりないし、お金をかけてやった意味もあまりない。しかし、証拠能力との関係の制約があると。難しいところで事態が動いていると客観的に認識しておりまして、しかし件数自体は何か伸びつつあるところで、制度的に修正を加えていくということを早晚考えていく必要があるのか、長期的に関心を持っているのです。これ、年に1回しかありませんので、言いつ放しですけ

ど。

もう1つがですね、都道府県の公害審査会、先生すごくご苦労なさっているところですが、私、昨日いくつかの都道府県の例規集を見ていて、公害審査会がどういうふうに都道府県で位置づけられているのかと確認したら、大きく2つのパターンがありまして、1つは公害審査会設置条例というのを作っていて、そこで受けている、大阪なんかのパターンですね。もう1つは、神奈川がそうですけれども、附属機関設置条例の中に、別表に公害審査会と書いてあって、公害審査会の組織は規則で書いてあるというのがあるんですね。もう1つ、モデル的には、正面から組織だけじゃなくて、何ができるかとか、公害審査会としてこういうことをやるんだというふうに積極的に公害審査会条例を作っているっていうのはあり得るんですが、多分ないと思うんですね。

そうした規則とか条例が作られた時期って、昭和四十何年とか五十何年の改正つきりで、あまり最近メンテがされていないですね。かつての分権前は、機関委任事務だったんですか？自治事務だったんですか？

○ 大内

自治事務でしょう。国とは直接のつながりはないです。

○ 北村

自治体の事務なので、この制度をより積極的に受け止めていただきたいところですね。一方で、都道府県の自発性に委ねていたのでは、恐らくは変わらないでしょう。それも自治かもしれません。

○ 米澤

実態として申し上げますと、都道府県、市町村も含めて、体制的に厳しいということもあり、ノウハウが蓄積されていないところもございます。そこをどうやって支援するかというのが我々の課題だと考えています。

そういう状況ですので、今の制度をがんばって運用していきましょう、という働きかけを一生懸命やっているのが実態です。

○ 磯野

それと関連して、よろしいですか。先ほどの、当事者の方が分かってほしくないって話もあるんですが、逆の例というのはどういう形でされているんでしょうか。要するに、行政に何かしてほしい、相手方に。当事者同士が出てくると角が立つから、行政を通じて、行政に、あなた責任がありますよと責任を問うときに、調停をすと言っても、何かをしてもらう、真の原因者はここにいるんだけど、その間に行政を立てて、行政とこの間の仲介をとってもらいたいというような例というのは、存在するんでしょうか。

そういうことが結構、例えば産廃の問題でも何でも許認可行政が間に挟まっているような場合で、事前に差し止めたいとか。今後何が出てくるかという、土壌汚染とか、震災の土壌汚染みたいなものは、結構ブスブス中で揉めてるみたいなんですよ。そういうものがあつたときに、土地をどう利用するかとか、がれきをどういうふうにやってくかとか、それが産廃に入っていたりしてるものもあるとか、色んな問題が起こったときに、直接の原因者として必ずしも出てくるわけではない場合に、自治体に何とかしてほしいというような例が出てきそうな気がするんですよ、だいぶ。そういう場合っていうのは、この案件ではどういうことになるんでしょうか。

○ 大内

豊島の事件も、不法に埋立てた者がいなくなっちゃって、香川県が相手方となって調停を成立させたわけですよ。そして、産廃法上の行政責任があるということで、申請人住民側は行政を相手にしたわけです。

○ 磯野

実際にはまだ代執行の相手がいたりするような場合、ですね。

○ 大内

両方相手にするんじゃないでしょうかね。

○ 磯野

両方相手にするように要請していくという形で処理されると。

○ 大内

規制権限の不行使という不法行為を捉えて行政を当事者に立て、直接の加害行為者も加害行為の責任者ということで相手方に立てるといった形になります。

○ 磯野

産廃くらい大きくなるとそれができるのでしょうけれども、相隣関係に毛が生えたくらいだと・・・。

○ 大内

行政責任が生じないようだと、当事者にするというのはなかなか難しく、やはり苦情相談のレベルで行政の活動をすることになるんじゃないでしょうかね。

○ 磯野

それと、今、増やしていきたいといったときに、キャパシティはどのくらい今の人数だとあるのですか。結構大変そう、相当っていう・・・。

○ 大内

まあ、まだまだ。私の裁判所でたくさんの事件を扱った経験と、ここでちょっと特殊な事件を濃密に処理させた経験とを併せて考えると、今の倍くらいが限度じゃないかと思いますね。

要するに、今、二十数件が新規の申立てだとすると、50件を超えたらパンクしちゃうだろうな。でも、30件、40件くらいなら、我々努力して、かつ、合理的な事件処理を進めれば、まだ可能だということで、もう少し、事件増加の努力も続けなきゃいけないと思っています。

○ 磯野

そうすると、当面はこの計画でどんどん進めれば大丈夫ということですね。

○ 大内

新件が50件を超えるようですと、ちょっとブレーキがかかりますけどね。

○ 大川

法テラスの立場からですが、コールセンターのオペレータ研修をやっていただいたんですか。

○ 今井

はい。きっかけは別の分野の方々でして、法テラスさんにご相談したらコールセンターでも時々受けるので、いっそコールセンターで電話を受けられる方にご説明をしてみたいかかというようなお話があったようです。

その業界、ちょっとどちらかは失念しましたが、コールセンターに研修をさせていただいた後、法テラスさんからのお問合せが結構増えたということがあったと、そういう話を又聞きしたということです。

○ 大川

効果があるならば、コールセンターは年間三十数万件の情報提供なんですね。それとは別に地方の法テラスの情報提供が二十数万件なんです。ちょっと工夫をして、地方の情報提供者に研修をやっていただいても良いかもしれません。昨年、法テラスのスタッフ弁護士に、吉田審査官が公害紛争処理制度の活用という講義をしてくださったそうです。これは非常に良かったようで、今後、法テラスとも交流を深めていただいて、法テ

ラスにとっても良いと思いますので、どうぞよろしく申し上げます。

○ 田口

他にございますでしょうか。先ほど、当事者が知られたくないという場合には、例えば市町村の公害苦情相談ですと、行政が申し立てている人が誰とは言いませんがと言って発生源の所に行って、例えば騒音なら騒音で抑えるような対策をとってくれ、というようなことを言いに行くと、そういったような工夫を市町村の苦情相談などでやっているかと思います。

あと、野田市でしたか、裁定申請があがってきそうだという件があって、あれも産廃業者でしたかね。

○ 今井

野田市は昨日受付のあった事件ですけれども、産廃処理施設の付近の住民の方々が化学物質による健康被害を訴えている、その原因を求める裁定についての申請が来ました。施設だったか処分業の許可の期限が来たので、県庁の方が許可の更新をしたと。

○ 田口

地元の市はそれに対して実態としては反対の意向を持ってたようではありますが、県としても法律上適法であれば更新許可を出さざるを得ないということでした。それに対して市の方は住民に頑張って申請やってと言って、それで昨日来た。

○ 今井

申請をされるのは被害者の方ですけれども、こういった形の手続になるのか、というようなお問合せをいただいております。

○ 大内

新聞報道ですと、市が申請手続を補助する制度を条例で作って、それに乗かって住民が申請したと、そういう事案ですよね。ですから、市が公的に後押ししている申立てになっていると思います。

○ 北村

それ、非常に興味深いのですが、別の面から危惧いたしますと、産業廃棄物の処理業の許可は基本的に5年更新で来ますけれども、その1つの要件に「不適正な行為をするおそれがないこと」というのがあるんですよ。

これは非常に曖昧な概念です。そういう時に、調停あるいは裁定を起こされてるといふのはそれに当たるんじゃないかという主張をする可能性がある。そうすると、意図し

ないところで話が行く、もちろん公調委はそういったのとは全く違うように動くにしても、そういう議論にも巻き込まれる可能性があるなあと、感想ではありますけれども。

○ 田口

これは申請が昨日来たばかりということなので、まだ担当レベルのところでは申請が来ていないので、これから申請書をよく見て、どういう手続進んでいくかということになろうかと思えます。現在進行形の話でございます。

ほかに、ご意見あるいはご質問等ございませんでしょうか。特になければ、お時間もございますので、意見交換はここまでということにいたしたいと存じます。本日頂いた様々な貴重なご意見につきましては十分参考にさせていただきまして、引き続き、公害等調整委員会の業務を推進していきたいと存じます。

また、今後、事務局から様々なご連絡いたすことがあるかと思えますけれども、その節は、なにとぞご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

それでは、これにて閉会といたします。本日は、みなさまどうもありがとうございました。

(以上)